第745回むつ市教育委員会

規則等の一部改正議案参考資料新旧対照表

目 次

報告第	3号	むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則及びむつ市教育委員会事務局職員等の職名に	
		関する規則の一部を改正する規則	
		第1条のむつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正新旧対照表	5
		第2条のむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部改正新旧対照表	6
報告第	4 号	むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令	7

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則及びむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則 第1条のむつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正新旧対照表

	改 正	案			現	行		
(組織) 第2条 事務局に次に掲げる課 <u>及び室</u> を置く。 (1)~(3) (略) (4) 地域文化・スポーツクラブ設立準備室 (分掌事務) 第3条 事務局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (略) 生涯学習課 (略) 学校教育課 (略) 地域文化・スポーツクラブ設立準備室					(組織) 第2条 事務局に次に掲げる課を置く。 (1)~(3) (略) (分掌事務) 第3条 事務局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (略) 生涯学習課 (略) 学校教育課 (略)			
(1) 地域文化・スポーツクラブ設立に関すること。 (2) 学校部活動の地域移行に関すること。 (職制) 第8条 次の表の左欄に掲げる第2条に定める組織(この条において「組織」 という。)に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の 右欄に掲げるとおりとする。				という。	の表の左欄に掲げる第2条に定める組織)に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を げるとおりとする。			
組織	職	職務		組織	職	職務		
(略)				(略)				
課等	<u>課長</u> <u>地域文化・スポーツクラブ設立準備室長</u> 所長 室長	(略)		課等	<u>課長</u> 所長 室長	(略)		

第2条のむつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
化・スポーツクラブ設 館長補佐、主幹、主任	<u>立準備室長</u> 、館長、所長 <u>、室</u> :指導主事、主任主査、指導 、栄養士、技師、調理師、ポ	<u>長</u> 、副所長、総括主幹、 主事、主査、社会教育主	所長、副所長、総括主幹、(主事、主査、社会教育主事、	部長、理事、政策推進監、副理事、課長、館長、 館長補佐、主幹、主任指導主事、主任主査、指導 、課付、主任、主事、栄養士、技師、調理師、ボ 、技能員、作業技師とする。

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改	正	案	現	行
るところによる。 (1)~(6) (略) (7) 課長 組織規則第 <u>ブ設立準備室長</u> 、所 つ市教育委員会規則 3条第1項に規定す	て、次の各号に掲げる用語の 8条第1項に規定する課長 <u>、</u> 長及び室長、むつ市公民館組 第16号。以下、「公民館組 る館長及びむつ市立図書館規! 。以下、「図書館規則」とい	他域文化・スポーツクラ 織等規則(平成17年む 織等規則」という。)第 則(昭和40年むつ市教	民館組織等規則(平成17年むつ市 民館組織等規則」という。)第3条	記定する課長、所長及び室長、むつ市公 前教育委員会規則第16号。以下、「公 第1項に規定する館長及びむつ市立図 委員会規則第1号。以下、「図書館規